# 資料No.7

江田島市公共交通協議会平成31年3月12日

## 路線バスの収益率、運行系統、運行回数及び時刻について

広島県のバス補助制度である,「市町等運行路線再編促進費補助金」において,マイモビリティとしての認定を受けるため、次の内容について報告します。

### 1 広島県バス補助制度の概要

事業名	補助事 業者	補助対象	補助率	補助額 (H30)
市町等運行路線再 編促進費補助金 ※バス補助	市町	市町運行路線の運行経費補助 走行キロ×(デマンド150円, マイモビ リティ100円, その他50円)×補助率 ※ 黒字路線, 国・他の県補助該当, 収益率25%未 満を除く 県が市町に補助する。	全過疎 1/3	【未定】千円(県) H29:2,466千円 H28:2,542千円 H27:3,619千円 H26:3,058千円 H25:2,761千円

#### 2 江田島市公共交通協議会への報告について

- ・広島県のバス補助制度において、生活交通を維持していくためには、行政と住民との対話が必要との考えに基づき、地域公共交通会議等で運行状況について議論されている系統について、引き続き支援を行うこととされた。
- ・補助対象期間(毎年10月1日から翌年9月30日)の間に、路線バスの収益率、運行系統、運行回数及び時刻について、資料により報告が行われることで、来年度(平成31年度)も、マイモビリティの補助単価(100円)で補助金が交付される。

#### 3 報告資料

別紙のとおり

#### 4 今後のスケジュール

来年度の交付申請時に、今回の資料または議事録を添付して提出する。

#### 【参考】マイモビリティについて

運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行,同規則第49条第1号に規定する 市町村運営有償運送のうち路線を定めて行うもの(旅客の呼出しに応じて運行するものを除 く。)及び同条第2号に規定する交通空白地有償運送のうち路線を定めて行うもの(旅客の呼出 しに応じて運行するものを除く。)であって、地域公共交通会議等において、収益率、運行系 統、運行回数及び時刻に係る議論がされているもの。